

重要なお知らせ

建築確認申請後の各種変更届について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、令和7年4月1日より、当センターにおける建築確認申請後の対応を下記の通り変更させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。

《変更内容》

これまで、建築主等変更届、工事監理者(変更)届、工事施工者(変更)届、及び誤記訂正願をご提出いただいた際、変更内容を修正した副本を返却しておりましたが、今後は各申請の受理証を発行することといたします。

特に、誤記訂正願につきましては、これまで修正箇所の該当資料、図面(正副)、工事概要書のご用意をお願いしておりましたが、今後は不要となります。

《皆様へのお願い》

発行される受理証は、申請を受け付けたことを証明する重要な書類となります。受理証は副本(申請書の控え)と一緒に大切に保管していただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、当センターまでお気軽にお問い合わせください。

今後ともご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

《お問い合わせ先》

(一財) 鳥取県建築住宅検査センター

(電話番号)	鳥取事務所	0857-21-6702
	米子事務所	0859-30-3247